

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長 嘉戸 隆

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (324485)
地域名 (地域内農業集落名)	別府 (惣森、小松地東、小松地西、別府上、別府中、別府下、寺谷、志君)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は一級河川江の川の支流である尻無川及び志君川周辺に集落が点在しており、農地についても尻無川及び志君川と当該地区の周りの山々に囲まれたところの農地がある典型的な中山間地域である。水稻を主に農業を行っているが、地域住民の高齢化に伴い、農業の担い手不足を初め農地や水路の管理、耕作放棄地対策が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稻を作付けするほか、園芸野菜についても可能な限り作付けを行う。耕作放棄地対策としては草刈などの保全管理だけでなく薬用作物やソバの作付けなどを行う。また高齢化や耕作者不在などによる遊休農地発生防止のため、集落営農組織が立ち上がっている集落(惣森、小松地東、別府中、寺谷)は集落内の農作業及び機械の共同利用を行い、集落営農組織がない集落については●●●●や○○○といった農業法人が農地中間管理事業を活用して利用権設定を行い農作業をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	108.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	29.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、「協議の場」参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 集落営農組織の構成員を中心に農用地の集約化を行う。集落営農組織がない集落は●●●●や○○○○といった農業法人が農地中間管理事業を活用して農用地の集約化を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の経営意向を考慮しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針 大規模な基盤整備事業は現在予定はないが、担い手などから希望があり次第、状況に応じて圃場整備や水路の整備などを取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 美郷町の農業を知ってもらう取り組みとして、農業体験プログラムの受け入れや大人の山体験事業などの受け入れを行っている。現在集落内で受け入れ可能な経営体はいないが、将来就農希望者が就農定着しやすい環境の整備を行う。また地域内の人に米作り指導や農業機械の貸出と安全運転指導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在のところ特段その方針はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦⑩水稲を作付けしなくなった農地に鳥獣害の被害がない梅を栽培・加工・販売することを検討する。
 ⑧地域内の下記の(a)農業用水路(b)農道については多面的機能支払交付金を活用することによって維持管理を行う。
 ・別府中(a)2.1km(b)2.5km